

事務連絡
平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県「地域おこし協力隊」担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金等の融資制度における
貸付利率の引下げの実施について

日頃より地域おこし協力隊制度の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、平成 31 年度から、下記のとおり日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金等の融資制度における貸付利率の引下げを新たに実施することとしましたのでお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

1 対象等

総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）に規定する地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新規開業しようとするもの又は新規開業したものが必要とする設備資金（土地に係る資金を除く。）及び運転資金については、日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金等の融資制度における貸付利率の引下げ（基準利率より 0.4%引下げ）を実施。

※ 「地域おこし協力隊」には、「農山漁村振興交付金実施要綱」（平成 28 年 4 月 1 日付農振第 2325 号）に規定する地域活性化対策及び農泊推進対策における人材活用事業において、研修生等として採用された地域おこし協力隊（旧田舎で働き隊）を含む。

※ 「地域おこし協力隊の任期を終了した者」とは、地域おこし協力隊の任期終了の日から 1 年以内のものをいう。

※ 「地域おこし協力隊として活動した地域」とは、地域おこし協力隊員の活動地と同一都道府県内をいう。

※ 融資限度額 7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）。

2 留意点

地域おこし協力隊員等が、本融資制度を活用するためには、別添の「確認書（地域おこし協力隊用）」を日本政策金融公庫に提出する必要があります。本確認書の「確認者記入欄」については、各地方公共団体の担当者に記載していただく必

要がありますので、地域おこし協力隊員等から記載の依頼を受けた際は、御対応いただきますようお願いいたします。

<参考>

日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金について

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

(上記の内容は、4月1日以降に掲載予定)

【本融資制度の問い合わせ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業

以下の URL よりお近くの支店を御確認いただき、
お問い合わせください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

【発出者】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

(担当：小沼係長、池田事務官)

電 話：03-5253-5394 (直通)

※本確認書は日本政策金融公庫国民生活事業の新企業育成貸付（新規開業資金）、食品貸付（新規開業支援設備資金及び創業期支援設備資金に限る。）及び生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）に関する要件を確認するものです。

確認書（地域おこし協力隊用）

地域おこし協力隊 活動内容確認書

年 月 日

申請者記入欄

1 申請者

（氏名） _____

（生年月日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

（住所） _____

2 地域おこし協力隊としての活動概要

（1）活動地域

都道府県名 [_____] 市区町村名 [_____]

（2）活動（予定）期間※

活動開始年月 [_____] 年 [_____] 月 [_____] 日 活動終了（予定）年月 [_____] 年 [_____] 月 [_____] 日

※活動期間がおおむね1年未満である場合は本要件の対象外となります。

（3）申請時の活動年次（いずれかにチェック）

2年目 3年目 活動終了

（4）地域協力活動の内容

[_____]

確認者記入欄

1 前2（3）で「2年目」又は「3年目」にチェックが入っている場合

確認者は当該年次が、申請者の地域おこし協力隊としての活動最終年次であることを確認します。

地域おこし協力隊としての活動最終年次であることを確認済み※

※内容を確認したらチェック。活動を終了している場合はチェック不要です。

2 確認者は申請者が前2のとおり地域おこし協力隊として活動したことを確認します。

年 月 日

確認者 _____ 印

電話番号（ _____ ）（担当者 _____ ）

申請者確認欄

遵守事項の確認

下記の記載事項を確認し、理解しました。

本確認書に基づき公庫から新企業育成貸付（新規開業資金）、食品貸付（新規開業支援設備資金及び創業期支援設備資金に限る。）又は生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）の融資を受けた場合は、次の遵守事項を遵守します。

（※）本資金は、次の遵守事項を遵守することで、利率が低減される制度です。

【遵守事項】

地域おこし協力隊として活動した地域において、活動終了後1年以内に新規開業すること。

（申込人）住所 _____

氏名 _____

（又は名称） _____ 印

※本確認書は発行日から2年間効力を有するものとする。